

社会福祉施設等(保育所等)の整備に対する助成事業  
共同募金会からのよくあるお問い合わせとその回答

公益財団法人車両競技公益資金記念財団  
公益事業部公益事業課

【申請について】

- 申請が不採択となった保育所が、次回以降の募集で申請してもよいか。

(回答)

申請は可能です。過去に不採択であった施設であっても申請内容が異なっている場合は、審査します。

ただし、不採択となった申請と同一内容である場合は、申請を受理しません。

- 申請は1県1法人となっているが、多数の応募がある場合は複数法人申請してもよいか。

(回答)

1事業年度における助成が特定の都道府県に偏ることがないように、原則として同一回の募集においては、1県1法人の申請をお願いしています。

【賃借の建物について】

- 賃借の建物の保育所でも本助成を申請することができるか。

(回答)

賃借及び使用貸借の建物及びその付帯設備は、助成対象ではありません。

「保育所等の整備に対する助成事業 募集要項」の3事業の内容に記載のとおり「本助成事業の助成の対象となるものは、法人が所有し運営する保育所」です。

【施工業者選定について】

- 入札を行わなければならないか。

(回答)

原則として、競争により施工業者を選定するよう指導してください。

本助成事業の助成金の交付決定通知を受けた後に、法人の規程又は厚生労働省通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日)に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は見積もり合わせ等の競争を実施してください。

\*本助成事業は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「認定法」という。)に基づく「公益目的事業」です。公益目的である社会福祉施設等の補修改善工事は、適正な価格で適切に施工されることにより申請法人及び施設の受益者の利益となります。

**【提出書類について】**

- 申請年度の事業計画書に、申請する補修改善工事に関する記述がないので、提出しなくてよいか。

(回答)

申請する補修改善工事の記述の有無にかかわらず提出してください。

- 今回の補修改善計画の予算について、理事会承認を受けていないが申請はできるか。

(回答)

- ①原則として、申請する補修改善工事について、法人の機関決定であることを確認できる書類が必要です。次のとおり指導をお願いします。
- ②申請時までに理事会の承認など機関決定を得ることが困難な場合は、申請後における直近の理事会で承認を得て、速やかに議事録（当該承認箇所）の写しを直接財団に提出してください。
- ③また、法人の諸規程の規定に基づく代表者の専決事項である場合は、当該規程（抜粋）の写しを提出してください。
- ④なお、②及び③の場合は、申請書「添付書類 申請者が準備する書類」の6及び7にその旨を記載してください。

**【問い合わせについて】**

- 専門的な質問などの場合は、法人から財団に直接問い合わせるよう案内して差し支えないか。

(回答)

本助成事業に関する問い合わせは、必ず都道府県共同募金会を経由して、財団に問い合わせてください。

特に専門的な照会事項に関しては、都道府県共同募金会宛にメールで照会するようにご案内していただき、共同募金会担当者から財団にそのメールを転送してください。財団から共同募金会担当者にメールで回答します。それを法人にお伝えください。

**【第1回説明会での事項】**

- 専門的な質問があった場合は、法人（申請者）から直接財団に問い合わせるよう案内してよいか。

(回答)

前述のとおり。

なお、直接財団に問い合わせがあった場合は財団から回答しますが、問い合わせのあった法人所在地の共同募金会宛 CC で情報共有します。

■「令和4年度保育所等の整備に対する助成事業募集要項」の7. 助成の対象要件(2)について

(回答)

本助成事業は7. 助成の対象要件ア、イ及びウの3つの要件を充足していなければなりません。(2)は、(1)を充足した補修改善工事を行う際に、スケールメリットなどの理由により15年未満の箇所の補修改善又は付帯設備の整備を併せて行う場合、審査においてその箇所も助成対象に認める場合があることを規定したものです。

■設計監理業務契約の締結が要件になっているが、不採択となった場合に申請者の全額負担となり無駄な出費になるという意見がある。設計監理業務は必要か。

(回答)

本助成事業の助成金を申請する場合は、原則として設計監理業務契約の締結が必要です。

申請書に添付された設計図書が、設計監理者が作成したものでない場合は、申請書を受理しない場合があります。また、受理した場合であっても採否及び工事費の査定を左右します。

設計監理業務は、施主に代わり予算内での適切な材料選定や設計図どおりに施工が進んでいるか、工事に手抜きや不具合がないかなど、施工業者が施工する補修改善工事の資格を有する建築士が工事を監理する法定業務です。

\*本助成事業は「認定法」に基づく「公益目的事業」です。公益目的で実施する社会福祉施設等の補修改善工事が適正な価格で適切な管理の下で施工されることが、申請法人及び保護者に代わって児童を保育する児童施設の受益者である児童や職員等の利益となります。

■他の事業と共有する施設の場合の助成金の算定はどのように計算すればよいか。

(回答)

外壁塗装の補修改善などの場合は、塗装箇所の面積割合で算出する方法が一般的ですが、補修改善箇所によっては当該申請施設における保育所等の専有面積割合、共有部などでは利用割合又は法人経理の配賦割合などにより算出することがあるので、計画段階で当該施設における改修箇所について、共同募金会を經由して財団に問い合わせるよう案内してください。